

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、浜田市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例等の一部を改正する条例について

浜田市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例等の一部を改正する条例

(浜田市税条例の一部改正)

第 1 条 浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 34 条の 7 第 1 項各号列記以外の部分中「金銭」の次に「のうち、島根県県税条例（昭和 51 年島根県条例第 10 号）第 10 条第 1 項各号の規定により個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金又は金銭」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

- (8) 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項（同項第 2 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 2 項」を「第 34 条の 7」に改め、同条第 2 項中「様式は」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「様式による」を「様式によることができる」に改め、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「第 5 項」を「前項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 8 項を第 7 項とし、第 9 項を第 8 項とし、第 10 項を第 9 項とする。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」に改める。

第 54 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」

に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換

算するものとする。

第 94 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第 96 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項 (法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。)」に、「第 16 条の 2 の 3」を「第 16 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項 (法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。) の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項 (法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。) の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 98 条第 1 項中「第 96 条第 2 項」を「第 96 条第 3 項」に改める。

第 131 条第 6 項中「第 54 条第 6 項」を「第 54 条第 7 項」に改める。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「特例基準割合 (当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第 2 項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第 6 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 33 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 10 条中「又は法附則第 15 条」を「又は附則第 15 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6

号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 26 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 31 項第 1 号」を「附則第 15 条第 28 項第 1 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 31 項第 2 号」を「附則第 15 条第 28 項第 2 号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を削り、同条第 15 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 16 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 2 第 19 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 20 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条第 22 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 23 項を削り、同条第 24 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 25 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条第 26 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則

第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 24 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

25 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 10 条の 2 第 27 項を同条第 26 項とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 31 年度又は平成 32 年度」を「令和元年度又は令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」を「令和元年度分又は令和 2 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 12 条の 3 中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「又は法」を「又は」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 2 中「平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで」を「令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで」に改める。

附則第 16 条第 2 項から第 4 項までの規定中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に、「平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」に、「平成 33 年度分」を「令和 3 年度分」に改める。

附則第 17 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 5 年度」に改め、同条第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

附則第 22 条第 1 項中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

別表を削る。

第 2 条 浜田市税条例の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項」に改める。

第 20 条中「及び第 4 項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 23 条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第 31 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。)」を加え、「第 31 条第 2 項の表第 1 号」を「同号」に、「第 48 条第 10 項から第 12 項まで」を「第 48 条第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第 31 条第 2 項の表第 1 号オ中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第 48 条第 1 項中「第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項」を「第 31 項、第 34 項及び第 35 項」に、「第 10 項、第 11 項及び第 13 項」を「第 9 項、第 10 項及び第 12 項」に、「第 4 項、第 19 項及び第 23 項」を「第 31 項及び第 35 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 3 項」を「第 2 項後段」に改め、同条第 2 項中「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」に、「第 321 条の 8 第 24 項」を「第 321 条の 8 第 36 項」に改め、同条第 3 項中「第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項」に、「第 321 条の 8 第 25 項」を「第 321 条の 8 第 37 項」に改め、同条第 4 項中「第 321 条の 8 第 26 項」を「第 321 条の 8 第 38 項」に改め、同条第 5 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 33 項」に、「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に改め、同条第 6 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 7 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同項第 2 号中「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条

の 8 第 35 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項中「第 321 条の 8 第 42 項」を「第 321 条の 8 第 52 項」に、「同条第 42 項」を「同条第 52 項」に、「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項」を「第 9 項」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 51 項」を「第 321 条の 8 第 61 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項とする。

第 50 条第 2 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改める。

第 52 条第 4 項から第 6 項までを削る。

第 94 条第 2 項ただし書中「0.7 グラム」を「1 グラム」に、「0.7 本」を「1 本」に改める。

附則第 3 条の 2 第 2 項中「及び第 4 項」を削る。

（浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年浜田市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、浜田市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定を削り、同条例附則第 16 条に 1 項を加える改正規定中「平成 33 年 4 月 1 日から平

成 34 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に、「平成 34 年度分」を「令和 4 年度分」に、「平成 34 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に、「平成 35 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 1 条第 1 号中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改め、同条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 3 号中「平成 32 年 1 月 1 日」を「令和 2 年 1 月 1 日」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 削除

附則第 1 条第 5 号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「平成 33 年 4 月 1 日」を「令和 3 年 4 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 3 項中「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同項の表中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 3 条第 1 項中「32 年新条例」を「2 年新条例」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「32 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

附則第 5 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

附則第 6 条中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第 7 条第 1 項中「31 年 10 月新条例」を「元年 10 月新条例」に改め、同条第 2 項中「31 年 10 月新条例」を「元年 10 月新条例」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 8 条中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中浜田市税条例第 94 条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定並びに附則第 6 条の規定 令和 2 年 10 月 1 日

- (2) 第 1 条中浜田市税条例第 24 条第 1 項第 2 号、第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定並びに同条例附則第 3 条の 2 及び第 4 条第 1 項の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条中浜田市税条例第 94 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 7 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日
- (4) 第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 4 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日
- (5) 第 1 条中浜田市税条例附則第 17 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 3 項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 12 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の浜田市税条例(以下「新条例」という。)附則第 3 条の 2 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）、第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦（旧法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫である第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提

出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

- 5 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4 号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下この条において「4 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が 4 号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 4 号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び 4 号施行日前に開始した連結事業年度（4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 54 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 54 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第 74 条の 3 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

- 5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改

正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 7 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 33 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 6 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第 7 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 8 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年浜田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

第 9 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年浜田市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

（浜田市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 10 条 浜田市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年浜田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条中「31 年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第 3 条第 1 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

(浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 11 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年浜田市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 33 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 9 号中「平成 34 年 10 月 1 日」を「令和 4 年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 7 条中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年 11 月 2 日」を「令和 2 年 11 月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「32 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 11 条第 1 項中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 11 月 1 日」を「令和 3 年 11 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和元年度浜田市一般会計補正予算（第 8 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和元年度 浜田市一般会計補正予算（第8号）

令和元年度浜田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ360,589千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,259,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月31日 専決

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 利子割交付金		18,633	△10,807	7,826
	1 利子割交付金	18,633	△10,807	7,826
6 地方消費税交付金		1,059,433	△28,557	1,030,876
	1 地方消費税交付金	1,059,433	△28,557	1,030,876
11 地方交付税		12,026,451	205,386	12,231,837
	1 地方交付税	12,026,451	205,386	12,231,837
15 国庫支出金		5,764,509	△19,827	5,744,682
	1 国庫負担金	3,487,662	16,534	3,504,196
	2 国庫補助金	2,232,478	△36,361	2,196,117
19 繰入金		1,932,315	△266,870	1,665,445
	2 基金繰入金	1,802,315	△266,870	1,535,445
21 諸収入		1,322,324	△209,314	1,113,010
	4 受託事業収入	220,670	△2,014	218,656
	5 雑収入	932,557	△207,300	725,257
22 市債		4,025,897	△30,600	3,995,297
	1 市債	4,025,897	△30,600	3,995,297
歳入	合計	39,619,766	△360,589	39,259,177

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		11,409,792	△ 307,712	11,102,080
	1 社 会 福 祉 費	6,513,072	△ 294,724	6,218,348
	2 児 童 福 祉 費	4,027,479	22,262	4,049,741
	3 生 活 保 護 費	869,240	△ 35,250	833,990
6 農 林 水 産 業 費		4,035,168	△ 18,677	4,016,491
	3 水 産 業 費	2,364,709	△ 18,677	2,346,032
8 土 木 費		3,116,417	△ 34,200	3,082,217
	1 土 木 管 理 費	586,787	0	586,787
	2 道 路 橋 梁 費	1,535,640	△ 34,200	1,501,440
歳 出 合 計		39,619,766	△ 360,589	39,259,177

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
03 民生費	02 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (放課後児童クラブ等)	千円 9,657
03 民生費	02 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (保育施設等)	12,605
03 民生費	02 児童福祉費	私立保育所施設整備補助事業	3,625

(廃止)

款	項	事業名	金額
08 土木費	02 道路橋梁費	除雪車等整備事業	千円 18,980
08 土木費	02 道路橋梁費	戸地線改良事業	27,400
08 土木費	02 道路橋梁費	長沢下府線通学路整備事業	18,700
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	31年農地災害復旧費	3,047
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	31年農業用施設災害復旧費	643

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
水産施設整備事業	千円 931,700	千円 913,300
道路橋梁整備事業	800,200	788,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 利子割交付金	18,633	△10,807	7,826
6 地方消費税交付金	1,059,433	△28,557	1,030,876
11 地方交付税	12,026,451	205,386	12,231,837
15 国庫支出金	5,764,509	△19,827	5,744,682
19 繰入金	1,932,315	△266,870	1,665,445
21 諸収入	1,322,324	△209,314	1,113,010
22 市債	4,025,897	△30,600	3,995,297
歳入合計	39,619,766	△360,589	39,259,177

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3民 生 費	11,409,792	△307,712	11,102,080	△19,827		△207,300	△80,585
6農 林 水 産 業 費	4,035,168	△18,677	4,016,491		△18,400		△277
8土 木 費	3,116,417	△34,200	3,082,217		△12,200	△2,014	△19,986
歳 出 合 計	39,619,766	△360,589	39,259,177	△19,827	△30,600	△209,314	△100,848

2 歳 入

3 利子割交付金 (1 利子割交付金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
3 利子割交付金	18,633	△10,807	7,826
1 利子割交付金	18,633	△10,807	7,826
1 利子割交付金	18,633	△10,807	7,826
6 地方消費税交付金	1,059,433	△28,557	1,030,876
1 地方消費税交付金	1,059,433	△28,557	1,030,876
1 地方消費税交付金	1,059,433	△28,557	1,030,876
11 地方交付税	12,026,451	205,386	12,231,837
1 地方交付税	12,026,451	205,386	12,231,837
1 地方交付税	12,026,451	205,386	12,231,837
15 国庫支出金	5,764,509	△19,827	5,744,682
1 国庫負担金	3,487,662	16,534	3,504,196
1 民生費国庫負担金	3,219,812	16,534	3,236,346
2 国庫補助金	2,232,478	△36,361	2,196,117
2 民生費国庫補助金	355,643	△36,361	319,282
19 繰入金	1,932,315	△266,870	1,665,445
2 基金繰入金	1,802,315	△266,870	1,535,445
2 減債基金繰入金	788,148	△266,870	521,278
21 諸収入	1,322,324	△209,314	1,113,010
4 受託事業収入	220,670	△2,014	218,656

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	利子割交付金	△10,807	利子割交付金 △10,807
1	地方消費税交付金	△28,557	地方消費税交付金 △28,557
1	地方交付税	205,386	特別交付税 205,386
5	生活保護費負担金	16,534	生活保護費 16,534
1	社会福祉費補助金	△58,623	プレミアム付商品券事業費 △51,825 プレミアム付商品券事務費 △6,798
2	児童福祉費補助金	22,262	子ども・子育て支援交付金 10,907 保育対策総合支援事業費 11,355
1	減債基金繰入金	△266,870	減債基金繰入金 △266,870

21 諸 収 入 (4 受託事業収入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
3 土木費受託事業収入	18,420	△2,014	16,406
5 雑 入	932,557	△207,300	725,257
2 雑 入	932,555	△207,300	725,255
22 市 債	4,025,897	△30,600	3,995,297
1 市 債	4,025,897	△30,600	3,995,297
4 農林水産業債	1,055,600	△18,400	1,037,200
6 土 木 債	948,500	△12,200	936,300
歳 入 合 計	39,619,766	△360,589	39,259,177

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	道路橋梁費受託事業収入	△2,014	県道除雪事業費 △2,014
8	民生費雑入	△207,300	プレミアム付商品券収入 △207,300
3	水産業債	△18,400	県営漁港改良事業負担金 △18,400
1	道路橋梁債	△12,200	道路橋梁整備事業費 △12,200

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,409,792	△307,712	11,102,080	△19,827		△207,300	△80,585
1 社会福祉費	6,513,072	△294,724	6,218,348	△58,623		△207,300	△28,801
1 社会福祉総務費	1,422,063	△265,923	1,156,140	△58,623		△207,300	
3 障がい者福祉費	1,990,187	△28,801	1,961,386				△28,801

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
4 共済費	△218	1 浜田市プレミアム付商品券発行事業（消費税増税対策分） △265,923
7 賃金	△1,316	
8 報償費	△259,125	
9 旅費	△3	
11 需用費	△491	
12 役務費	△1,115	
13 委託料	△3,655	
12 役務費	△497	1 身体障がい者更生医療給付事業 △10,805
20 扶助費	△28,304	2 障がい者介護給付事業 △17,996

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,027,479	22,262	4,049,741	22,262			
1 児童福祉総務費	566,661	9,657	576,318	9,657			
2 児童措置費	3,447,768	12,605	3,460,373	12,605			

3 民生費（2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
11 需用費	32	1 放課後児童クラブ設置事業 9,500 2 子育て支援センター運営事業 157	
18 備品購入費	9,625		
19 負担金補助及び交付金	12,605	1 特別保育事業 12,605	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	869,240	△35,250	833,990	16,534			△51,784
2 扶 助 費	768,032	△35,250	732,782	16,534			△51,784

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
20 扶助費	△35,250	1 扶助費 △35,250

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	4,035,168	△18,677	4,016,491		△18,400		△277
3 水産業費	2,364,709	△18,677	2,346,032		△18,400		△277
3 漁港管理費	145,846	△18,677	127,169		△18,400		△277

6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	△18,677	1 県事業負担金 (漁港) △18,677

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,116,417	△34,200	3,082,217		△12,200	△2,014	△19,986
1 土木管理費	586,787	0	586,787		△12,200		12,200
1 土木総務費	540,088	0	540,088		△12,200		12,200

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,535,640	△34,200	1,501,440			△2,014	△32,186
2 道路維持費	236,741	△34,200	202,541			△2,014	△32,186

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	△3,500	1 除雪事業 △34,200
12 役務費	△900	
13 委託料	△29,000	
14 使用料及び賃借料	△800	

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	18,736,065	1,209,500	1,966,250	17,979,315
	補 正 額		△ 19,300		△ 19,300
	補 正 後 の 額	18,736,065	1,190,200	1,966,250	17,960,015
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	15,587,606	1,739,500	1,823,169	15,503,937
	補 正 額		△ 11,300		△ 11,300
	補 正 後 の 額	15,587,606	1,728,200	1,823,169	15,492,637
計	補 正 前 の 額	54,189,729	4,025,897	5,815,699	52,399,927
	補 正 額		△ 30,600		△ 30,600
	補 正 後 の 額	54,189,729	3,995,297	5,815,699	52,369,327

報告第 13 号

令和元年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和元年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
03	01	社会福祉費 浜田市プレミアム付商品券発行事業 (消費税増税対策分)	43,300,000	3,954,500	3,954,500				
03	02	児童福祉費 新型コロナウイルス感染症対策経費 (放課後児童クラブ等)	9,657,000	9,657,000		9,657,000			
03	02	児童福祉費 新型コロナウイルス感染症対策経費 (保育施設等)	12,605,000	12,605,000		12,605,000			
03	02	児童福祉費 私立保育所施設整備補助事業	3,625,000	3,625,000	64,000	1,948,000	1,600,000		13,000
06	01	農業費 農業基盤整備促進事業	7,850,000	5,285,000	1,530,900	3,570,000			184,100
06	01	農業費 農地耕作条件改善事業	7,840,000	6,514,000	1,794,100	4,186,000			533,900
06	03	水産業費 高度衛生管理型荷捌所整備事業	177,390,000	143,618,860	50,453	95,745,906	47,800,000		22,501
06	03	水産業費 アユ種苗生産供給拠点整備支援事業	3,137,000	3,137,000			3,100,000		37,000
08	02	道路橋梁費 橋梁等長寿命化調査点検事業	2,000,000	1,030,815		589,626			441,189
08	02	道路橋梁費 白砂1号線改良事業	1,500,000	842,137		415,116	400,000		27,021
08	02	道路橋梁費 谷線道路改良事業	15,700,000	5,487,282	5,874	2,757,415	2,500,000		223,993
08	02	道路橋梁費 浜田駅周辺整備事業	82,700,000	20,215,262	13,125	1,342,417	6,800,000		12,059,720
08	02	道路橋梁費 今福有福線道路改良事業	10,600,000	9,778,696		4,744,952	5,000,000		33,744
08	02	道路橋梁費 道路ストック災害防除事業	48,704,000	8,276,270		3,675,402	4,300,000		300,868
08	02	道路橋梁費 浜田駅前広場整備事業	72,965,000	70,525,150	58,593		66,900,000		3,566,557
08	02	道路橋梁費 今福20号線災害防除事業	20,900,000	20,900,000		10,234,068	10,100,000		565,932
08	02	道路橋梁費 井野37号線道路改良事業	16,070,000	12,466,905		6,839,869	5,600,000		27,036
08	02	道路橋梁費 歩道整備事業	5,105,000	2,733,870	15,927	1,402,574	1,200,000		115,369
08	02	道路橋梁費 橋梁長寿命化改修事業	56,624,000	46,331,420	71,511	25,612,093	19,600,000		1,047,816
08	05	都市計画費 城山公園整備事業	15,689,000	9,026,900	624,460	4,202,440	4,200,000		
10	01	教育総務費 校内通信ネットワーク整備事業	214,200,000	210,730,000		105,365,000	105,300,000		65,000
11	02	災害復旧費 公共土木施設 災害復旧費	182,474,000	93,383,577	18,800	37,508,000	53,700,000		2,156,777
11	02	災害復旧費 公共土木施設 災害復旧費	43,848,000	28,226,000		16,322,000	8,600,000		3,304,000
計			1,054,483,000	728,350,644	8,202,243	348,722,878	346,700,000		24,725,523

報告第 14 号

令和元年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和元年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和元年度 浜田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定による建設改良費等の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						企 業 債 等	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
資本的支出	建設改良費	水道管路緊急改善事業1工区	円 97,000,000	円 0	円 97,000,000	円 35,000,000	円 62,000,000	円 0	円	沿線に住宅及び店舗が多い生活道路での工事であり、近隣住民の安全確保のための作業中断が度々発生し、日当たりの施工量が伸びず年度内完了が困難となったため。
"	"	水道管路緊急改善事業2工区	110,000,000	39,220,000	70,780,000	29,786,000	40,994,000	0	0	沿線に住宅及び店舗が多い生活道路での工事であり、近隣住民の安全確保のための作業中断が度々発生し、日当たりの施工量が伸びず年度内完了が困難となったため。
"	"	浜田八重可部線(後野工区)社会資本整備総合交付金(改築)事業に伴う配水管移転工事	25,000,000	8,880,000	16,120,000	0	16,120,000	0	0	県道改良に伴う支障移転工事であるが、道路工事の進捗の遅れにより、水道工事についても年度内完了が困難となったため。
"	"	湯屋加圧ポンプ場ポンプ他更新工事	18,000,000	5,230,000	12,770,000	0	12,770,000	0	0	ポンプ場に新たに設置する受水槽の製作に時間を要したことにより、年度内完了が困難となったため。
"	"	大麻水源地原水濁度計更新工事	4,000,000	0	4,000,000	0	4,000,000	0	0	新型コロナウイルスの影響で機器の製作に遅延が生じたことにより、年度内完了が困難となったため。
"	"	一般国道9号改築(三隅・益田道路)工事(西の谷地区)に伴う配水管移転設計業務委託	6,000,000	0	6,000,000	0	6,000,000	0	0	国道9号線の占用協議資料の作成及び占用協議に時間を要したため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						企業債等	当年度 損益勘定 留保資金			
水道事業費用	営業費用	水道管路緊急改善事業1工区	円 7,000,000	円 0	円 7,000,000	円 0	円 7,000,000	円 0	円	沿線に住宅及び店舗が多い生活道路での工事であり、近隣住民の安全確保のための作業中断が度々発生し、日当たりの施工量が伸びず年度内完了が困難となったため。
〃	〃	水道管路緊急改善事業2工区	22,000,000	0	22,000,000	0	22,000,000	0		沿線に住宅及び店舗が多い生活道路での工事であり、近隣住民の安全確保のための作業中断が度々発生し、日当たりの施工量が伸びず年度内完了が困難となったため。
〃	〃	浜田八重可部線(後野工区)社会資本整備総合交付金(改築)事業に伴う配水管移転工事	400,000	0	400,000	0	400,000	0		県道改良に伴う支障移転工事であるが、道路工事の進捗の遅れにより、水道工事についても年度内完了が困難となったため。

報告第 15 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 2 条第 1 項の規定により私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 会計名 一般会計
- (1) 件数 8件
- (2) 金額 302,000円
- (3) 債権放棄の日 令和2年3月31日
- (4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
公営住宅使用料	第2条第1項第2号	4件	14,000円
広報はまだ有料広告掲載料	第2条第1項第1号	4件	288,000円

報告第 16 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 3 条の規定により準用する第 2 条第 1 項の規定により水道事業の管理者が管理する私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 会計名 水道事業会計

(1) 件数 83 件

(2) 金額 249,224 円

(3) 債権放棄の日 令和 2 年 3 月 31 日

(4) 内 訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
水道料金	第2条第1項第1号	6 件	13,070 円
水道料金	第2条第1項第2号	75 件	231,101 円
水道料金	第2条第1項第5号	2 件	5,053 円